

平成 26 年度 第 9 回中区協議会

# 事前配付資料

**【協議事項】**

- ア 浜松市子ども・若者支援プラン（案）について
- イ 浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の見直しについて

**【報告事項】**

- ア 南土木整備事務所の業務体制について

平成 26 年 11 月 25 日開催

中区協議会



第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の見直しについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>&lt;見直しの趣旨&gt;</p> <p>現在の計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間であるため、条例に基づき犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的・計画的に推進するために見直しするものです。</p> <p>この基本計画では、市、市民、事業者及び関係機関等が協働して事業に取り組むことで地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念をもち、将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> <p>&lt;浜松市の犯罪の状況&gt;</p> <p>平成25年と10年前の平成16年の犯罪状況を比較すると、全体の件数は半減しています。</p> <p>しかし、犯罪内容をみると、暴行・傷害などの粗暴犯は、件数が横ばいに推移しており、体感治安に大きな影響のある犯罪が、依然として高い水準にあるといえます。</p> <p>また、振り込め詐欺などの特殊詐欺や危険ドラッグに起因する事件・事故等が発生し、さらに、暴力団の存在は、市民生活に依然として大きな不安と脅威を与えています。</p>
対象の区協議会	全ての区協議会
内 容	<p>①計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間</p> <p>②基本理念 浜松市が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穏に保たれることが市民生活の基本であるとの認識に立ち、この計画では次の基本理念を掲げ、市、市民、事業者などが協力・連携して、各種の取り組みを進めることとします。 「犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」</p> <p>③基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自らの防犯意識を高める</li> <li>・地域が協働して安全で安心なまちをつくる</li> <li>・子どもの安全の確保</li> <li>・犯罪の起きにくい地域環境をつくる</li> <li>・犯罪被害者等への支援</li> </ul> <p>④推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の開催</li> <li>・地区安全会議意見交換会の開催</li> <li>・犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内会議の開催</li> </ul>

	<p>⑤新規・重点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識の高揚・防犯能力向上のための情報提供 特殊詐欺等に遭わないための出前講座の実施</li> <li>・危険ドラッグの危険性についての啓発 街頭キャンペーンの実施及び市民大会の開催</li> <li>・自主的防犯活動への取組みの促進 地区安全会議の設立及び活動支援</li> <li>・暴力団排除に向けた活動 市民大会の開催など住民意識の高揚</li> <li>・危険な空き家の適正管理 空き家関連法案等国の動向に注視しつつ、条例の制定を検討</li> </ul>
<p>備考 (答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など)</p>	<p>&lt;今後の予定&gt;</p> <p>12月16日 パブリック・コメントの実施（～翌年1月16日まで）</p> <p>1月下旬 パブリック・コメントの結果報告及び市の考え方の公表</p> <p>2月 市民文教委員会へ結果報告</p> <p>4月 基本計画施行</p>
<p>担当課</p>	<p>市民生活課</p>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	南土木整備事務所の業務体制について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>目的：所管する各区に分散している業務の一元化、ワンストップ化、情報の共有化、経費の削減等を図るため。</p> <p>背景：H26. 3. 31 付で NEXCO 中日本工事事務所の無償譲渡を受けた。 大規模地震の復旧・復興体制を強化する。</p> <p>検討した事項 南土木整備事務所の各区役所内で行っている業務のあり方。</p>
対象の区協議会	中区・南区協議会
内 容	<p>南区堤町にある南土木整備事務所が中区北寺島町（旧 NEXCO 中日本浜松工事事務所）へ移転するのに伴い、南土木整備事務所の業務体制の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区役所内で行っている南土木整備事務所の土木管理・土木工事業務を北寺島町の新しい南土木整備事務所に移管する。</li> </ul> <p>《参考》 土木管理業務：道路・河川の占用申請・境界確定・寄附・登記に係る業務 市道の認定・変更・廃止に係る業務 等 土木工事業務：自治会要望の対応、小規模工事、道路・河川の施設維持管理 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 27 年 3 月 2 日（月）から新しい施設で業務開始</li> </ul>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>平成 26 年 10 月 15 日（水）南区自治会連合会会議にて報告 平成 26 年 10 月 20 日（月）中区自治会連合会会議にて報告</p>
担当課	土木総務課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。